

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市  
条例第72号）（交通局自動車部運輸課）

本市乗合自動車の運行系統のうち定期観光系統を平成24年3月16日をもって廃止することに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 72 号

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(交通局自動車部運輸課)